群馬地方最低賃金審議会 第3回 群馬県最低賃金専門部会

H P 公 開 用 資 料

1 群馬弁護士会

「群馬県において事業者支援制度の充実を図りつつ地域別最低賃金制度に とらわれずに最低賃金の引上げを求める会長声明」

※ 「群馬地方最低賃金審議会 第3回群馬最低賃金専門部会資料」は全ての 資料を HP に公開しております。

群馬地方最低賃金審議会 会長 様

群馬弁護士会会長

会長声明の送付について

当会では、別添のとおり会長声明を発表しましたので、送付いたします。会長声明の趣旨をご理解いただき、慎重な審議をお願いいたします。

(添付書類)

・群馬県において事業者支援制度の充実を図りつつ地域別最低賃金制度にとら われずに最低賃金の引上げを求める会長声明

以上



群馬県において事業者支援制度の充実を図りつつ地域別最低賃金制度にとらわれずに最低賃金の引上げを求める会長声明

第1 はじめに

2021年7月14日,中央最低賃金審議会は,2021年度地域別最低 賃金額の改定について,都道府県ごとのランク区分は維持しつつ,引上げ額 を全都道府県28円とする目安を示した。

例年,中央最低賃金審議会は同目安を示し,それを参考に各地域の地方最 低賃金審議会が地域別最低賃金額を答申し,同答申に基づいて都道府県労 働局長が最低賃金額を改定している。

本年も,中央最低賃金審議会における上記答申を受け,群馬地方最低賃金 審議会において群馬県の地域別最低賃金が調査審議されることになってい る。

- 第2 地域別最低賃金制度にとらわれるべきでないこと
 - 1 地域別最低賃金制度の趣旨

そもそも、地域別最低賃金制度が採用されているのは、労働者の生計費や 賃金等地域に応じて経済状況が異なり、全国一律の額として決定することが 不合理であるからとされている。

- 2 地域別最低賃金制度の不合理性
 - (1) 地域別最低賃金制度の合理性が今日では失われていること

地域別最低賃金制度の大枠は1968年の法改正によって定められた ものであり、既に50年以上が経過し、今日の社会状況に照らしても、上 記趣旨が当てはまるのかについては疑問がある。

日本総労働組合連合会の「2017連合リビングウェイジ〜労働者が 最低限の生活を営むのに必要な賃金水準」や中澤秀一静岡県立大学短期 大学部准教授の「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の 実証的研究」によれば、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる 労働者の生計費、具体的には、食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、 被服・履物費、保健医療費、交通・通信費、教養娯楽費など労働者の生活 に最低必要と考えられる費用を試算したところ、その金額は月額22~ 24万円(租税公課込み)となり、都市部と地方の差はほとんどなかった。 なお、月額22~24万円という水準は、月に173.8時間働くと仮定 した場合、時間給に換算すると1300~1400円に相当し、現在の地 域別最低賃金の全国加重平均額である902円を大きく上回る。

そして、最低賃金法は、地域別最低賃金の決定に当たって、賃金及び通常の企業の賃金支払能力も考慮要素としているが(同法9条2項)、賃金や企業の支払能力の差異は、賃金構造基本統計調査等のデータによれば、地域による差異よりも企業規模や産業、職種による差異の方が大きい。例えば、医療や福祉の分野においては、若干の地域加算を除けば、全国一律の診療報酬あるいは介護報酬の基準に基づいて、病院や介護施設が経営されており、支払能力が地域によって大きく異なるとは考えられていない。

このように、労働者の生計費や賃金等地域に応じて経済状況が異なることを前提に採用された地域別最低賃金制度の合理性は、今日においては失われている。

(2) 地域別最低賃金制度による弊害

中央最低賃金審議会の目安では、地域別最低賃金制度によって各地域はA乃至Dのランクに分けられているが、このように4つに区分することの合理性も見受けられない。県民所得がそれほど変わらない北関東3県で比較しても、2020年10月発効の最低賃金は、群馬県837円、栃木県854円、茨城県851円であり、これはランク区分による差がそのまま最低賃金額の地域間格差となっているものである。ランク区分は、

合理的どころか、むしろ不合理な結果を生じさせている。

また、最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係が認められるところ、ランク区分があることによって、群馬県などの最低賃金の低い地方から最低賃金の高い都市部へと労働力が流出し、地域間の格差が固定、拡大されるという悪循環がもたらされている。これは、「国民経済の健全な発展に寄与する」という最低賃金法の目的(同法1条)にも反するものである。

- (3) 諸外国では既に全国一律最低賃金制度が実施されていること 現在,イギリス,フランス,ドイツ,イタリア,韓国等の諸外国では, すでに全国一律最低賃金制度が実施されている。我が国のみが地域別最 低賃金制度を維持することに合理性はない。
- (4) このように、今日においては、地域別最低賃金制度にとらわれることに 何ら合理性はない。

3 小括

以上のとおり、労働者の生活に最低必要と考えられる費用について地域 ごとの差がほとんどないなど地域別最低賃金制度の合理性が失われている こと、地方からの労働力の流出、地域間の経済格差の拡大といった弊害が生 じていること、諸外国では全国一律最低賃金が実施されていることからすれ ば、地域別最低賃金制度にとらわれるべきではない。

- 第3 事業者支援制度の充実を図りつつ最低賃金を引き上げるべきであること
 - 最低賃金の低い地域の最低賃金を引き上げて、全国一律化を図るべきであること

地域別最低賃金制度にとらわれるべきではないとしても,最低賃金の高い都道府県の最低賃金を引き下げることによって格差の縮小を図ることは,憲法25条,最低賃金法1条の要請や労働者の最低生活に必要とされる費用の額などに照らせば,許されるべきではない。最低賃金の低い地域の最低賃

金を引き上げていき、全国一律化を図るべきである。

群馬県でいえば、現在837円であり、これは、月収14万5471円(≒837円×173.8時間)程度、年収174万5652円(=14万5471円×12か月)程度にしかならず、この賃金額は、いわゆるワーキングプアの収入水準である年収200万円にも遠く及ばず、労働者が生活の安定を確保することは難しい。

2021年3月22日に行われた経済財政諮問会議において、議長を務める菅内閣総理大臣が、最低賃金について「より早期に全国平均1000円とすることを目指す」と表明していることからしても、群馬県をはじめとする最低賃金の低い地域の最低賃金を引き上げることでの全国一律化が強く望まれる。

- 2 新型コロナウイルスの影響により最低賃金の引上げを抑制すべきではないこと
 - (1) この点,新型コロナウイルスによる経済への影響から経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産,廃業に追い込まれる懸念があり,最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきとの意見もある。
 - (2) しかし、最低賃金の決定にあたって最も重要視されるべきは、「労働者の生活の安定」である(最低賃金法1条)。その水準は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」ものでなければならず(同法9条3項)、企業の賃金支払能力に傾倒するようなことはあってはならない。
 - (3) 多くの非正規雇用労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を 強いられている労働者は、もともと日々生活するだけで精一杯であり、コ ロナ禍という緊急事態に対応するだけの十分な貯蓄をすることができて いない。また、今般のコロナ禍において、小売店の店員、運送配達員、福

祉・介護サービス従事者等の社会全体のライフラインを支える労働者の中には、最低賃金付近で働く労働者が多数存在する。これらの労働者の労働に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の引上げは必要である。

- (4) 中央最低賃金審議会は、本年度、都道府県ごとのランク区分を維持しつつも、全都道府県について、引上げ額を過去最大の28円とする目安を示している。コロナ禍においても最低賃金を引き上げるべきという姿勢を示したという点で、評価できる内容である。しかし、最低賃金額では労働者の生活は成り立たないというのが現実であり、より踏み込んだ判断も求められるところである。
- 3 最低賃金の引上げが「国民経済の健全な発展に寄与すること」(最低賃金 法1条)

また、最低賃金の引上げは、労働者の離職率を下げ、新規採用・訓練のコストを削減し、生産性を向上させ、また、賃金が消費に回ることで地域的及び全国的に経済成長を促し、「国民経済の健全な発展に寄与すること」(最低賃金法1条)という同法の目的を達成することにも繋がる。逆に、最低賃金の引上げ凍結は、消費をさらに落ち込ませ、事業者にとっても負の効果をもたらすことにもなり、「国民経済の健全な発展」(同条)という同法の目的を阻害することになる。

フランス,ドイツ,イギリスなどの諸外国では,コロナ禍においても最低 賃金の引上げが実現しており,新型コロナウイルス感染症に向き合いながら 「国民経済の健全な発展に寄与する」(同条)ためにも最低賃金の引上げが 必要である。

4 事業者支援制度を拡充すべきであること

他方で、当然のことながら、最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける中小企業があることは想定されるため、必要な負担軽減を図るなどの支

援をすることは不可欠である。

とりわけ, 近時においては, 新型コロナウイルス感染拡大に備えた中小企業の支援策が拡充されているところであるが, それだけにとどまらず, 長期的継続的に中小企業支援策を強化すべきであり, 例えば, 最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業のための社会保険料の減免や減税, 補助金支給等の検討を引き続き進めるべきである。

また,私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払 遅延等防止法といった中小企業の経済的利益を保護する役割を果たす法制 度を,これまで以上に積極的に運用することも不可欠である。

5 小括

以上のとおりであるから、一定期間をかけて最低賃金の低い地域の底上 げを図りつつ、他方で、国や県による新型コロナウイルス関連の事業者支援 や最低賃金の引上げによって影響を受ける事業者の負担軽減を図りながら、 最低賃金の高い地域の水準に最低賃金を一律化させていくのが相当である。

第4 まとめ

以上のとおり、当会は、労働者の生活の安定や地域経済の健全な発展を図るため、国や県の事業者支援制度の充実を図りつつ、中央最低賃金審議会が答申した今年度の地域別最低賃金額改定の目安にとらわれることなく、主体的に、最低賃金を引き上げるよう求める。

2021年(令和3年)7月27日 群馬弁護士会

会長